

## OCN プレミアムサポートサービス利用規約

### (本規約の目的)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)は、この「OCN プレミアムサポートサービス」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、OCN プレミアムサポートサービス(以下「OCN プレミアムサポート」といいます。)を提供します。

### (本規約の適用)

第2条 OCN プレミアムサポート契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。また、契約者は OCN プレミアムサポートの利用設定を行った時点で本規約の内容に同意したものとみなします。

2 本規約で定めのない事項は I P 通信網サービス契約約款(OCN)が適用されるものとし、本規約と I P 通信網サービス契約約款(OCN)に矛盾が生じた場合は、別に定めのある場合を除き、本規約の規定が優先するものとします。

3 本規約は契約者と当社との間の OCN プレミアムサポートに関する一切の關係に適用します。

4 当社が OCN プレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する OCN プレミアムサポートの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

### (本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、OCN プレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

### (契約の単位)

第4条 当社は、I P 通信網サービス契約約款(OCN)に規定する第2種契約者(以下「OCN 契約者」といいます。)の契約者識別符号1につき最大1までの OCN プレミアムサポートの契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電話サポート	契約者からの専用受付番号への要請に基づき、当社オペレータが契約者の端末の問題箇所に対して、契約者との電話対応によって行う課題解決等
2 リモートサポート	本ソフトがインストールされたパソコン等を、当社オペレータが契約者からの専用受付番号への要請に基づき遠隔操作して行う課題解決等
3 パソコン点検	3ヶ月に1度、契約者からの請求により当社がリモートサポートにより契約者のパソコンのセキュリティ診断及びパソコンの最適化を行うこと
4 オンラインレッスン	契約者からの請求に基づき、1レッスン45分を上限として電話およびリモートサポートにより当社のwebサイト ( <a href="https://service.ocn.ne.jp/option/support/premium/option.html">https://service.ocn.ne.jp/option/support/premium/option.html</a> ) で定める内容を解説するサービス
5 ウイルス駆除サポート	ウイルス対策ソフトで対応できない契約者のパソコン端末のウイルスやスパイウェアを、当社オペレータが契約者のパソコン端末にリモート接続し、駆除のサポートを行うサービス
6 専用受付番号	契約者がOCN プレミアムサポートを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別記1 (サービス提供条件) に定めるところによります。
7 本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア

(OCN プレミアムサポートの提供範囲)

第6条 OCN プレミアムサポートは、専用受付番号に契約者から請求があったときは、契約者に対し、電話サポート、リモートサポート、パソコン点検、オンラインレッスン、ウイルス駆除サポートを提供します。また、詳細な内容及び提供条件は当社の Web サイト上 (<https://service.ocn.ne.jp/option/support/premium/index.html>)で定める通りとします。なお、法人 (法人に相当すると当社が認めるものを含みます。) への OCN プレミアムサポートの提供は、契約者名義の代表者及び利用申込みの際に届け出た担当者による請求の場合に限ります。

2 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、OCN プレミアムサポートを提供します。

(1) オンラインレッスンの提供を請求した契約者が、当社が指定するオンラインレッスンに係る提供時間以外の時間を指定したとき

(2) オンラインレッスンの提供を請求した契約者が指定した日時に、その契約者と連絡を取ることができなかつたとき

3 契約者は、当社が OCN プレミアムサポートを提供するのに必要な範囲で、OCN プレミアムサポートの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

4 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 19 条第 1 項乃至第 3 項に定める範囲で責任を負うものとします。

(OCN プレミアムサポートの契約申込み)

第 7 条 OCN プレミアムサポートの申込みをするときは、当社所定の手続きを経た上で、本規約の内容を承諾し当社に申込みものとします。

(利用申込の承諾)

第 8 条 当社は、申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき

(2) 申込時に虚偽の事項を申告したとき

(3) 申込に係る内容が第 6 条第 1 項に定める条件外であるとき

(4) 申込者が第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき

(5) 過去に第 12 条第 1 項の規定の処分を受けたことがあるとき

(6) 当社の業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき

(7) 申込者が、本契約に係る OCN 契約者と同一の者とならないとき

(8) その他、申込者が OCN プレミアムサポートを利用することについて不適當であるとき

2 利用申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことがあります。

(サービス提供条件)

第 9 条 提供時間および OCN プレミアムサポートのサービスメニューは別記 1 に定めるとおりとします。

(利用中止および中断)

第 10 条 当社は、次の場合には、OCN プレミアムサポートの利用を中止および中断（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。）することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
  - (2) 契約者に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
  - (3) 天災、事変若しくはその他の非常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
  - (4) 当社が設置する電気通信設備若しくは本ソフトの障害又はその他やむを得ない事由が生じたとき
  - (5) 本ソフトを提供する者が事業を休止したとき
  - (6) 当社に付与された本ソフトに係るライセンスが終了又は失効したとき
  - (7) 当社が第三者から本ソフトが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けたとき
  - (8) 本ソフトに起因する障害等により、OCN プレミアムサポートが正常に動作せず、OCN プレミアムサポートを継続して利用することが著しく困難であるとき
  - (9) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要なとき
  - (10) その他当社が OCN プレミアムサポートの運用の全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき
- 2 当社は前項の規定により、OCN プレミアムサポートの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者による OCN プレミアムサポートの解除)

第 11 条 契約者により利用を解除する場合は当社所定の手続きを経た上で、本規約の内容を承諾し、OCN プレミアムサポートを解除するものとします。

(当社による利用停止および利用解除)

第 12 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、OCN プレミアムサポートの利用を停止又は解除する事があります。

- (1) IP 通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第 2 種契約の解除があったとき
- (2) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、IP 通信網サービス契約約款（OCN）共通編第 39 条（債権の譲渡）の規定により、同条に定める請求事業者又は特定請求事業者に移譲することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。）
- (3) 当社の名誉又は信用を毀損したとき

(4) 本規約に反する行為であって、OCN プレミアムサポート又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(5) 当社に損害を与えたとき又は損害を与える恐れがあるとき

(6) オンラインレッスンの提供を受けている契約者がその提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき

(7) その他、契約者として不適当と当社が判断したとき

2 当社は、前項の規定によりOCN プレミアムサポートを解除又は停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

この場合において、IP 通信網サービス契約約款（OCN）に定める請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（OCN プレミアムサポートの廃止等）

第13条 当社はOCN プレミアムサポートの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるOCN プレミアムサポートの一部又は全部の廃止があったときは、OCN プレミアムサポートの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、OCN プレミアムサポートの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、OCN プレミアムサポートの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

（契約者への通知）

第14条 契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) OCN プレミアムサポートを掲載した当社のWeb サイト上に掲載して行います。この場合は掲載された時をもって全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします

(2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メール宛てに電子メールを送信し、若しくはFAX 番号宛にFAX を送信して行います。この場合は契約者の電子メール又はFAX への当社が送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします

(3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は当該通知の中で当社が指定した時をもって当該通知が完了したものとみなします

(料金)

第 15 条 当社が提供する OCN プレミアムサポートの料金は料金表 1 利用料金 1 - 1 料金額に規定する利用料金とします。

(利用料金の支払い義務等)

第 16 条 契約者はその契約に基づいて当社が OCN プレミアムサポートの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。また、契約者は、オンラインレッスンを利用したときは、料金表 1 利用料金 1 - 1 料金額に規定するオンラインレッスン利用料金の支払いを要します。なお IP 通信網サービス契約約款（OCN）に規定するタイプ 3 のコース 3 およびおまかせマルチパック機能については本項の適用はなく、IP 通信網サービス契約約款（OCN）の規定に従うものとします。

2 利用中止および中断又は利用停止があったときは、OCN プレミアムサポートに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(利用に係る契約者の義務)

第 17 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉及びその他の権利を侵害しないこと
- (2) OCN プレミアムサポートを違法な目的で利用しないこと
- (3) OCN プレミアムサポートによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん又は消去する行為をしないこと
- (4) 第三者になりすまして OCN プレミアムサポートを利用する行為をしないこと
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
- (7) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (8) OCN プレミアムサポート及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (10) 複製、改変若しくは編集等を行わず、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は

逆アセンブルを行わないこと

(11) 第三者への OCN プレミアムサポートの提供、リース、貸与、公開、共同使用第三者の利益を目的とした使用又は使用許可を行わないこと

(12) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと

2 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 OCN プレミアムサポートの提供に際し、契約者は、契約者に対し当社が合理的に要請した情報や支援を提供するものとします。

(著作権)

第 18 条 OCN プレミアムサポートで当社が提供しているすべての情報やコーポレートマーク、商標、映像や画像などの著作権は当社に帰属するか、または他の著作権者などの権利者から当社が許諾を受けているものです。それら著作権保護対象物の取り扱い、及び使用に関しては次のことをお守りいただきます。

(1) 個人的な利用に関しては、あくまでも第三者が閲覧可能な環境に流用されない、または営利的な目的で利用されないという前提において、著作権法で認められた範囲で表示、複製、印刷などは認められるものとしますが、改変などは認められません。

(2) 個人的な使用であっても著作権等に関するあらゆる表示を削除してはなりません。

(3) 上記以外に該当する利用に関しては予め書面によって申請をし、当社の正式な許可を取った後でのみ、再利用し、複製し、再配布出来ます。ただし、あくまでも契約者の誤解を受けるような使用方法はお断り致します。

(4) OCN プレミアムサポートのレイアウト、デザイン及び構造に関する著作権は当社に帰属します。

(免責事項)

第 19 条 当社は、OCN プレミアムサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、OCN プレミアムサポートに係る月額定額料金（料金表の利用料金のうち、OCN プレミアムサポートが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により OCN プレミアムサポートを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。

4 当社は、前各項の他、OCN プレミアムサポートの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1) 当社は、契約者に対する OCN プレミアムサポートの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するものではありません。また、その作動に誤りがないこと、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすることを保証するものではありません。

(2) 当社は、OCN プレミアムサポートを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由によるときは、OCN プレミアムサポートに係る料金表 1 利用料金 1 - 1 料金額の該当基本サービスの年額相当を上限として賠償します。

(3) 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前号の規定は適用しないものとします。

(4) 契約者が OCN プレミアムサポートの利用により契約者や第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。

(5) 本項第 1 号に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

（端末情報等の取扱い）

第 20 条 リモートサポートの性質上、次のことを了解いただきます。

(1) オペレータが契約者の端末の情報を閲覧出来る環境にあること

(2) オペレータが契約者の端末の情報を抽出する場合があること

ただし、閲覧または抽出した情報はリモートサポートの目的以外に使用する事はありません。

（個人情報の取り扱い）

第 21 条 当社は OCN プレミアムサポートの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いについては当社の Web サイト上 (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) で定めるところによります。

2 当社は当社が保有している個人情報について契約者から請求があったときは原則として開示をします。

3 契約者は前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含みます。)を受けたときは当社の Web サイト上



(<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) で定める手数料の支払いを要します。

4 当社が OCN プレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する OCN プレミアムサポートの利用に関する諸規程は本規約の一部を構成するものとします。

(紛争の解決)

第 22 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(債権の譲渡)

第 23 条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの利用料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

附 則（令和 4 年 6 月 15 日レパ N 第 205 号）

(実施期日)

1 この約款は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT コム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和 4 年 5 月 13 日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCNプレミアムサポートサービス 利用規約	OCNプレミアムサポートサービス 利用規約

3 旧規約により NTT コムが締結した契約に係るサービス提供条件については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この規約実施前に、NTT コムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年5月24日 レパN第009600000488-01号）

（実施期日）

1 この改定規定は、令和5年6月1日から実施します。

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄のプライバシーポリシー（以下「旧プライバシーポリシー」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN プレミアムサポートサービス利用規約	OCNプレミアムサポートサービス 利用規約

3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則2の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

(1)品目及び通信又は保守の態様による細目等

(2)期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日

(3)付加機能

(4)附帯サービス

(5)その他旧約款に基づくサービス提供条件

4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。

5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和 5 年 6 月 16 日 レパ N 第 009600000752-01 号）

（実施期日）

この改定規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 6 年 2 月 2 6 日 OCN-009283）

（実施期日）

この改正規定は、令和 6 年 3 月 1 8 日から実施します。

## 別記1 サービス提供条件

### (1) 提供時間

当社は、専用受付番号にて 9:00~21:00（年中無休）の間、OCN プレミアムサポートを提供します。

### (2) サービスメニュー

以下に記載する個別サービスから構成されます。

I 当社は、基本サービスのうち、「OCNプレミアムサポート マルチデバイス」については、第2種契約者（タイプ8に係る者とします。）に限り提供します。

II オプションサービスの提供はIの基本サービスが提供されていることを条件に提供します。

#### I 基本サービス

1. OCNプレミアムサポート
2. OCNプレミアムサポート for スマートフォン
3. OCNプレミアムサポート マルチデバイス

#### II オプションサービス

1. ウイルス駆除サポート
2. オンラインレッスン

## 料金表

### 1 利用料金

#### 1-1 料金額

※ ( ) 内税込み料金

区 分		単 位	提供期間中の 利用料金
基本 サービス	OCNプレミアムサポート	1 契約ごとに月額	600 円 (660 円)
	OCNプレミアムサポート for スマートフォン	1 契約ごとに月額	390 円 (429 円)
	OCNプレミアムサポート マルチデバイス	1 契約ごとに月額	600 円 (660 円)
オプション サービス	ウイルス駆除サポート	リモートで手動によ り駆除を実施した 1 回ごとに	5,000 円 (5,500 円)
	オンラインレッスン	45 分までごとに	2,700 円 (2,970 円)

#### 1-2 適用

※ ( ) 内税込み料金

区 分	内 容						
「オプション複数割」の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は 1 の契約 ID にて、マイポケット プラス、マイポケット プラス セキュリティパック、マイポケット プラス マルチデバイスパック、マイセキュア (1 ライセンス)、マイセキュア (5 ライセンス)、OCN プレミアムサポート マルチデバイスのうち、複数の契約をしている場合であって、その複数の契約が 1 料金月継続して締結されている場合に限り、その複数契約の定額利用料 (月額) の合算料金から次表に規定する額を減算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合算料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 契約の場合</td> <td>50 円(55 円)</td> </tr> <tr> <td>以降追加 1 契約につき</td> <td>50 円(55 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	合算料金の減額 (月額)	2 契約の場合	50 円(55 円)	以降追加 1 契約につき	50 円(55 円)
	区 分	合算料金の減額 (月額)					
	2 契約の場合	50 円(55 円)					
	以降追加 1 契約につき	50 円(55 円)					
<p>イ 当社は次のいずれかに該当する場合は生じたときは、「オプション複数割」を適用しません。</p> <p>(ア) アの規定において当社が承諾したマイポケット プラス、マイポケット プラス セキュリティパック、マイポケット プラス マルチデバイスパック、マイセキュア (1 ライセンス)、マイセキュア (5 ライセンス)、OCN プレミアムサポート マルチデバイスに係る契約のいずれか又はすべてを解除したとき。</p> <p>(イ) 定額利用料金の適用外期間 (無料期間等) のとき。</p>							

	<p>(ウ) I P通信網サービス契約約款 (OCN) に基づき、既に「オプション複数割」が適用されているとき。</p>
<p>「OCN プレミアムサポート OCN 光割引」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>当社は1の契約IDにて、OCNプレミアムサポートまたはOCNプレミアムサポート マルチデバイスのいずれかと以下のI P通信網サービスのいずれかを契約している場合であって、それらの契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、OCNプレミアムサポートまたはOCNプレミアムサポート マルチデバイスのいずれかの定額利用料(月額)の合算料金から月額100円(税込110円)を減算して適用します。</p> <p>対象となるI P通信網サービス I P通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊に定める第2種契約のうち、タイプ8</p>